

岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
 岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

教育委員会	岩沼市児童生徒等就学援助要綱（令和2年教育委員会告示第7号）による就学援助費の支給に関する事務
-------	---

別表第2に次のように加える。

教育委員会	岩沼市児童生徒等就学援助要綱による就学援助費の支給に関する事務	(1) 住民票関係情報 (2) 同居家族及び配偶者の所得金額等又は住民税非課税情報
-------	---------------------------------	--

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 同居家族及び配偶者の所得金額等又は住民税非課税情報
	岩沼市児童生徒等就学援助要綱による就学援助費の支給に関する事務	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 同居家族及び配偶者の所得金額等又は住民税非課税情報

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。